

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	起業家支援育成事業	部課名	産業経済部経営支援課	課長名	三枝
		担当者名	宮原	内線	456
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	起業家支援育成事業（01-11-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 9 年度		根拠	荒川区事務所等賃料支援事業補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ○ 無 年度		法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市Ⅲ			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	創業・起業の支援[05-03]			
目的	区内で起業・創業を目指す区民等を対象に「起業家支援塾」を開催し、税務・法律・事業計画等のノウハウや情報を提供する。				
対象者等	区民及び区内で創業しようとする者				
内容	1 起業家支援塾の実施内容（平成23年度実績） (1) 店舗開業コース及び会社設立コースの2コースを実施。 ・ 店舗開業コース 区内在住または区内で店舗の開業をめざす者30名程度 ・ 会社設立コース 区内在住または区内で会社設立をめざす者30名程度 (2) 平成20年度から、受講生のフォローアップ及びネットワーク作り等を目的とした「フォローアップ塾」を全コースで実施。 (3) 女性起業家コースでは保育付きとして、受講生が参加しやすい環境を整えている。 2 創業支援相談員の配置【平成24年度新規】 創業相談専門に、中小企業診断士を配置。セミナー講師や賃料補助事業の運営にも従事予定。 3 創業支援セミナーの実施【平成24年度新規】 区内での創業に向けた知識・情報を体系的に習得できるよう、創業支援相談員が約半年にわたり、全10回実施（7月24日開始。隔週開催予定） 4 事務所等賃料補助事業の実施【平成24年度新規】 区内で新たに事務所等を賃借して創業する者に対し、当該賃料の一部を補助する。 【補助内容】 補助期間：最大24月、補助率：10/10、 限度額：5万円/月（補助開始月～12月）・3万円/月（13月～24月）				
経過	(1) 平成 9年度 基礎コースと実践コースを設置 (2) 平成12年度 基礎コース・実践コース・開業コースの3コースを設置 (3) 平成16年度 女性起業家コース・店舗開業コース・会社設立コースの3コースに再編 (4) 平成18年度 女性起業家コースを保育付きとする (5) 平成19年度 シニアコース新設 (6) 平成20年度 4コースにフォローアップ塾を新設 (7) 平成23年度 女性起業家コース及びシニアコースを休止 (8) 平成24年度 創業支援相談員配置、創業支援セミナー新設、事務所等賃料補助開始				
必要性	区内における事業所数の減少傾向が続いている中、区内での創業を支援することは、区内産業の活性化、雇用及び地域の賑わいの創出には、極めて重要でありその必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ・ 起業家支援塾の講師は、中小企業診断士、起業家、会計士等起業に関する知見を有する者に依頼。 ・ 平成24年度新規事業である「創業支援セミナー」についても、中小企業診断士に講師を依頼予定。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	482	633	1,334	1,222	1,226	1,120	4,770
	①決算額（24年度は見込み）	433	510	1,027	765	657	230	4,770
	②人件費等	3,416	3,416	3,388	3,258	3,488	3,388	
	③減価償却費					1,162	1,244	
	【事務分担当】（％）	40	40	40	40	40	40	
	合計（①＋②＋③）	3,849	3,926	4,415	4,023	5,307	4,862	4,770
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
実績の推移	その他（特定財源）							
	一般財源	3,849	3,926	4,415	4,023	5,307	4,862	4,770
	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受講生数（実数）	63	61	59	57	38	26	10
	開業人数	3	4	7	2	1	1	5
	事務所等賃料補助件数							5

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費 旅費 需用費 負担金	講師謝礼	657	講師謝礼	230	創業支援相談員等謝礼 訪問相談 消耗品等 事務所等賃料補助	3,485 20 15 1,250

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 （見込み）	目標値 （25年度）	
①	開業者数（人）	2	1	1	5	5	受講生の開業者数 21、22年度実績 ※23年度見込み
	開業率（％）	3.5	2.6	3.8	50.0	50.0	受講生の開業率 21、22年度実績 ※23年度見込み
	参加人数（人）	57	38	26	10	10	受講生数 21～23年度実績

（問題点・課題）	(1) 従来の起業家支援塾の開催形態を見直し、24年度から新たな形態の創業支援セミナーを開催することに伴い、講義の進捗や効果を慎重に見守っていく必要がある。 (2) 24年度から創業相談専門の創業支援相談員を配置することに伴い、活発な利用を促す必要がある。 (3) 24年度から事務所等賃料補助事業を実施することに伴い、活発な利用を促す必要がある。
	（実施 15 区 未実施 7 区） 実施区： 千代田・中央・文京・台東・江東・品川・目黒・世田谷・渋谷・杉並・北・板橋・足立・葛飾・江戸川

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	カリキュラムや進行方法を注視し、次年度に向け、改善すべき点等について検討する。	改善策の着実な実施及びカリキュラム等のブラッシュアップを行う。
②	創業専門窓口の創設を広く周知し、活発な利用を促す。	創業専門の窓口機能の存在を広く周知し、更なる利用を促す。
③	区内で新たに事務所等を賃借する創業者に対して、賃料の補助を実施し、一部のエリアだけでなく、区内全域における創業を促進する。	区内で新たに事務所等を賃借する創業者に対して、賃料の補助を実施し、一部のエリアだけでなく、区内全域における創業を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	創業支援は、創業期にある事業者の成長にとって不可欠なものであり、区内産業の活性化及び雇用や地域の賑わい創出の観点からも極めて重要である。

（要旨）	(1) 平成15年2定 荒川区を「起業・創業しやすいまち」にして、全国から起業家、特に女性の起業家を呼び寄せて産業活性化を図るべき。 (2) 平成20年2定 区内での起業、創業事例を成功、失敗などその内容を含めて把握し、今後の支援策に生かすこと。
------	---

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	創業支援施設管理費	部課名	産業経済部経営支援課	課長名	三枝
		担当者名	宮原	内線	456
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	創業支援施設管理費（01-11-02）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成 13 年度	根拠	借地借家法、荒川区公有財産管理規則		
終期設定	○有 ○無 年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市[Ⅲ]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	創業・起業の支援[05-03]			
目的	創業をめざす事業者に、低廉な料金で利用できるオフィスを提供し、ベンチャー企業の育成を図るとともに、本施設を中心とした企業間交流等により区内産業の一層の活性化を目指す。また、中小企業診断士等のコーディネータを派遣し、相談・アドバイス等の支援を行う。				
対象者等	入居後1年以内に創業が可能な個人、創業5年未満の企業若しくは個人であって、区内産業の活性化に寄与する事業を行うもの。				
内容	1 西日暮里スタートアップオフィス（NSO）施設概要等 (1)所在地 荒川区西日暮里5-37-5（旧道灌山中学校の校舎） (2)開設 平成13年10月 (3)設置期間 平成13年10月～平成25年3月の11年6ヶ月間 (4)オフィス数 19室（一部屋約30㎡1～2階部分） (5)入居企業等 15社（H24.3.31現在） ※国立大学法人山形大学サテライトオフィス1室を含む。 (6)賃料 月額10,500円（税込）・共益費 月額22,050円（税込）・保証金 200,000円（入居時） (7)入居期間 2年間 2 コーディネータの派遣内訳等 (1)中小企業診断士等 2名・4～5日/月（45～52日/年） (2)主な活動内容と成果 ①経営相談（税務・営業面・IT化等） ②提携先あっせん ③販路開拓 ④アウトソーシング先あっせん ⑤PR活動支援 ⑥施設退去後の区内事業所候補地の紹介 ⑦その他				
経過	(1)平成12年11月 道灌山中学校跡地を利用した創業支援施設の設置について庁議決定 (2)平成13年 5～9月 整備工事（建築、電気、機械設備工事） (3)平成13年10月 第Ⅰ期企業入居 (4)平成16年10月 第Ⅱ期企業入居 (4)平成18年 1月 旧道中跡地の暫定利用期間を20年3月まで延長 (5)平成19年 2月 旧道中跡地の暫定利用期間を22年3月まで再延長 (6)平成20年 4月 第Ⅲ期企業入居 (7)平成21年 7月 旧道中跡地の暫定利用期間を25年3月まで再延長 (8)平成22年10月 第Ⅳ期企業入居 ～23年 4月				
必要性	創業・起業の支援は、区内産業の活性化等を図る上での重要施策の一つであるが、今後は一部地区におけるハード支援でなく、ハンズオン等のソフト支援を充実していく必要がある。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 平成24年度委託内容 (1)管理清掃業務委託 3,099,037円（22年度～24年度までの複数年契約予定） (2)機械警備業務 302,400円 (3)電気設備点検委託 103,095円				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	15,065	14,853	14,354	13,090	13,393	11,797	11,672
	①決算額（24年度は見込み）	11,124	11,575	11,264	10,577	10,835	9,147	11,672
	②人件費等	7,686	7,686	7,623	6,515	6,976	6,755	
	③減価償却費					2,325	2,488	
	【事務分担量】（%）	80	80	80	80	80	80	
	合計（①+②+③）	18,810	19,261	18,887	17,092	20,136	18,390	11,672
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	9,360	8,277	9,642	9,341	8,820	7,977	8,570
	一般財源	9,450	10,984	9,245	7,751	11,316	10,413	3,102
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	NSO入居企業数	17	17	18	18	18	15	13
	コーディネータ派遣日数	96	96	96	93	95	94	100

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	コーディネータ謝礼	3,334	コーディネータ謝礼	2,778	コーディネータ謝礼	2,960
	光熱水費	電気、水道料金	2,696	電気、水道料金	2,197	電気、水道料金	2,990
	一般需用	消耗品、修繕	681	消耗品、修繕	171	消耗品、修繕	1,513
	役務費	電話料、受水槽清掃	146	電話料、受水槽清掃	195	電話料、受水槽清掃	230
	委託料	管理業務、保守点検	3,978	管理業務、保守点検	3,807	管理業務、保守点検	3,979

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 （見込み）	目標値 （25年度）	
①	NSO退去後区内定着率（％）	—	64.0	—	70.0	—	22年度実績（14社中9社区内）
②	NSO企業と区内企業とのビジネスマッチング（件）	3	5	10	15	—	21～23年度実績
③	コーディネータの派遣（日）	93	95	94	100	—	

（問題点・課題）	平成25年3月末を以ってNSOの廃止が予定されているが、いまだ創業期にあり、区内に転居する企業へは、24年度に配置された創業支援相談員によるフォロー（経営相談等）を行う必要がある。
他区の実況	（実施 12 区 未実施 10 区） 実施区：千代田・新宿・台東・品川・大田・世田谷・杉並・北・板橋・足立・葛飾・江戸川（12区） ※民間企業等の施設がある区：中央・港・墨田・江東・目黒・渋谷・中野・豊島（8区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	コーディネータを引き続き派遣するとともに、フォローアップ面談等を定期的に行う。併せて、25年3月末での廃止を踏まえ、創業支援相談員によるフォロー及び区の多様な支援メニューの活用を促す。	
②	区内で新たに事務所等を賃借する創業者に対して、賃料の補助を実施し、一部のエリアだけでなく、区内全域における創業を促進する。	区内で新たに事務所等を賃借する創業者に対して、賃料の補助を実施し、一部のエリアだけでなく、区内全域における創業を促進する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	休止・完了	24年度は、創業支援施設入居企業に対する各種支援を引き続き実施する。また、区内産業の活性化、地域の賑わい創出を図るため、一部のエリアだけでなく区内全域での創業を促進する事務所等賃料補助事業を新たに実施し、引き続き創業支援を重点的に推進する。

議会（要質問状）	平成17年2定 起業・創業支援の一層の強化に関する区の見解を問う。
----------	-----------------------------------